

静岡県告示第722号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

平成29年10月10日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

2 指定区域

静岡県菊川市潮海寺字椿ヶ谷1571番2の一部、1572番1の一部、1572番2の一部、1572番3の一部、1572番8の一部、1572番9の一部、1572番10の一部、1605番2の一部、1605番3の一部、1605番4の一部、1605番5、1605番6、1605番7、1605番11の一部、1605番12の一部、1605番13、1605番14の一部、1605番15の一部、1607番1の一部、1607番2の一部、1609番2の一部、1607番3、1607番4、1607番5、1609番1の一部、1609番3の一部、1609番5、1609番7の一部、1609番9の一部、1609番10の一部、1609番11の一部、1609番12の一部、1609番13、1609番14及び1609番15、静岡県菊川市潮海寺字法蔵坊1582番1、1582番2、1582番3、1582番4の一部、1582番5、1584番、1585番1、1585番2の一部、1585番3、1585番4の一部、1585番5の一部、1585番6の一部、1585番7の一部、1585番8、1588番3の一部、1592番1の一部、1592番2、1599番の一部、1600番1、1600番2、1601番1、1601番2、1601番3の一部、1603番1、1603番2の一部、1603番3、1603番4、1606番1の一部、1606番3の一部及び3011番1の一部並びに静岡県菊川市潮海寺字高法地2991番93の一部、2991番172の一部、2991番176の一部、2991番177の一部及び2991番184 以上70筆